

## ○南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱

平成 29 年 4 月 10 日  
南紀熊野ジオパーク推進協議会

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、南紀熊野ジオパーク研究助成金（以下「助成金という。」）の交付の申請、決定等に関する事項その他研究助成金等に係る予算の執行に関する基本的な事項について定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本助成金は、南紀熊野ジオパークにおける調査及び研究活動を支援し、ジオパーク活動の活性化及び南紀熊野地域の地質現象の解明に資することを目的として交付する。

(定義)

第 3 条 この要綱において「公的研究機関」とは、学術研究を行う機関であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
  - (2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
  - (3) 高等専門学校
  - (4) 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの
- 2 この要綱において「助成対象者」とは、本助成金を受ける者、またはグループをいう。
- 3 この要綱において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 4 この要綱において「不正行為」とは、助成金の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

(応募条件及び方法)

第 4 条 本助成金の応募ができる者は、次に掲げるものを全て満たす個人またはグループとする。

- (1) 公的研究機関に所属する大学院修士課程（博士前期課程を含む。）修了以上の学歴を有する者

(2) 南紀熊野ジオパークのエリア内において、次に掲げる分野のいずれかの調査研究を行う者（括弧内の数字は、科学研究費助成事業の細目番号）

- ア 地理学（2101）
- イ 自然災害科学・防災学（2202）
- ウ 固体地球惑星物理学（5001）
- エ 地質学（5004）
- オ 層位・古生物学（5005）
- カ 岩石・鉱物・鉱床学（5006）
- キ 地球宇宙化学（5007）
- ク 地盤工学（5703）
- ケ その他、会長が関連性を認める分野

- 2 対象となる研究の期間は、3年以内とする。なお、申請は年度単位とし、申請の継続は2回以内までとする。
- 3 本助成金の応募の申請をする者は、南紀熊野ジオパーク推進協議会会長（以下、「会長」という。）に対し、南紀熊野ジオパーク研究助成事業応募申請書（別記第1号様式）に助成事業に関する事業計画書、収支予算書その他会長が必要と認める書類を添え、会長が指定する期日までに提出しなければならない。

（採択決定）

- 第5条 会長は、前条の助成金の応募があったときは、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、別に定める南紀熊野ジオパーク研究助成金審査要領に基づき助成金を交付すべきものと認めたときは、採択を決定するものとする。
- 2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の採択の決定をすることができる。
  - 3 会長は、本助成金の採択決定の可否について、南紀熊野ジオパーク研究助成事業採択決定通知書（別記第2-1号様式）又は南紀熊野ジオパーク研究助成事業不採択決定通知書（別記第2-2号様式）により申請者へ通知するものとする。

（採択の除外要件）

- 第5条の2 会長は、助成金の応募の申請をした者（法人にあっては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者若しくはその刑の執行を受けることのない者若しくはその刑の執行を受けることのない者に該当する場合は、採択の決定を行わないことができる。

（助成金の交付申請）

- 第6条 助成金の交付を受けようとするときは、南紀熊野ジオパーク研究助成事業交付申

請書(別記第3号様式)を会長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第7条 助成金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の採択の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、会長が別に定める期日までに南紀熊野ジオパーク研究助成事業取下申請書(別記第4号様式)により申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の採択の決定はなかつたものとみなす。

(助成金の交付の条件)

- 第8条 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
- (1) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
- (2) 助成事業を行うため締結する契約に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関する事項
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 会長は、助成事業の完了により当該助成対象者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を南紀熊野ジオパーク推進協議会(以下、協議会という。)に納付すべき旨の条件を付することができる。
- 3 前2項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、会長が助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することを妨げるものではない。

(助成金の交付決定)

- 第9条 会長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに南紀熊野ジオパーク研究助成事業の交付決定通知書(別記第5号様式)により、その決定を助成対象者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第10条 会長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 会長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部

又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 助成対象者が助成事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、助成事業に要する経費のうち助成金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により助成事業を遂行することができない場合(助成対象者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)
- 3 会長は、第 1 項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった次に掲げる経費に対しては、助成金を交付することができる。
  - (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第 9 条の規定は、第 1 項の処分をした場合について準用する。

(助成金の概算払い)

第 11 条 助成金の概算払いを受けようとするときは、南紀熊野ジオパーク研究助成交付(概算払)請求書(別記第 6 号様式)を会長に提出しなければならない。

(助成事業の遂行)

- 第 12 条 助成対象者は、法令の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。
- 2 助成対象者は、助成事業を行うに当たり、暴力団関係者等と契約を締結してはならない。

(状況報告)

第 13 条 助成対象者は、別に会長が定めるところにより、助成事業の遂行の状況に関し、会長に報告しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

- 第 14 条 会長は、助成事業が法令又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成対象者に対し、これらに従ってその助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 会長は、助成対象者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、その助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 15 条 助成対象者は、交付決定を受けた翌年の 5 月 31 日又は助成事業が完了して 14 日以内(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)に、南紀熊野ジオパーク研究助成事業実績報告書(別記第 7 号様式)に会長が別に定める書類を添えて会長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 16 条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 確定した額と概算払い額を精算し、返納額を含め、南紀熊野ジオパーク研究助成事業額確定通知書（別記第 8 号様式）にて助成対象者に通知するものとする。

(助成金の戻入)

第 17 条 前条において返納額が発生する場合は、南紀熊野ジオパーク研究助成事業返納額請求書（別記第 9 号様式）にて、助成対象者に請求するものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 会長は、第 13 条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成対象者に対して命ずることができる。

2 第 12 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(決定の取消し)

第 19 条 会長は、助成対象者（法人にあっては、その役員を含む。）が第 5 条の 2 に規定する助成金の交付の除外要件に該当することが判明したとき、又は助成対象者が第 10 条第 2 項の規定に違反したとき、若しくは助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく会長の処分違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 9 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第 20 条 会長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

2 会長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 会長は、第 1 項の返還の命令に係る助成金の交付の決定の取消しが前条第 2 項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 4 助成対象者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該助成事業に係る助成金の交付又は融通の目的を達成するためとした措置及び当該助成金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(加算金)

第 21 条 助成対象者は、第 20 条第 1 項の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協議会に納付しなければならない。

- 2 助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 4 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第 22 条 助成対象者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、会長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成対象者が助成金の全部に相当する金額を協議会に納付した場合又は会長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、会長が指定するもの
- (3) その他会長が特に必要があると認めて指定するもの

(実施の細目)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 10 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る助成金から適用する。

別記第1号様式(第4条第3項関係)

南紀熊野ジオパーク研究助成事業応募申請書(平成 年度分)

平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁坂吉伸 様

研究機関  
所在地  
代表者 印

研究代表者(申請者)  
住所  
氏名 印

平成 年度において、南紀熊野ジオパーク研究助成事業に応募したいので、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第4条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同要綱第5条の2に規定する助成金の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同要綱第10条第2項の規定に違反した場合には、同要綱第19条に基づき助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てをいたしません。

記

1 研究助成事業のテーマ

2 助成金交付申請額 (平成 年度分) 金 円  
内訳 直接経費: 円  
間接経費: 円

3 研究の着手予定年月日 平成 年 月 日  
研究の完了予定年月日 平成 年 3月31日

4 添付書類

- (1) 南紀熊野ジオパーク研究助成事業計画書(研究に要する期間を全て含むこと)
- (2) 収支予算書(年度毎に作成)
- (3) 研究者略歴/研究機関の在籍に係る証明書(写)
- (4) 当該研究に関わる者の名簿(グループの場合のみ)
- (5) 大学院生が申請する場合、指導教員の推薦書

別記1

南紀熊野ジオパーク研究助成事業実施計画書

1. 調査・研究の目的及び内容

(1) 調査・研究のテーマ

(2) 調査・研究の目的及び内容

(3) 調査・研究の意義（本助成事業に応募する理由）

①これまでお研究活動を踏まえ、この研究構想に至った背景と経緯

②応募者の研究遂行能力

2. 調査・研究の方法

3. 調査・研究のスケジュール（研究の完了予定年月日を記載すること）



## 別記 2

南紀熊野ジオパーク研究助成事業収支予算書  
1 年目（平成 年度）

## &lt;収入&gt;

科目	収入予定額	内 訳	備 考
助成金			

## &lt;支出&gt;

科目	支出予定額	内 訳	備 考
直接経費 (物品費)		(購入物品) × (購入数)	
直接経費 (旅費)		@ × 泊 =	
直接経費 (人件費・ 謝金)		(支払先) (支払い目的)	
直接経費 (その他)		(使用目的)	
間接経費		(使用目的)	

※年度毎に収支予算書を作成してください。

※最初の申請では研究助成を希望する期間（最長3年）の計画書を作成してください。

※記入欄が少ない場合は、A4縦で複数ページで別途記載したものを添付ください。

※間接経費は、直接経費の30%以内の金額とします。

※経費の対象及び区分の考え方は、科研費に準じます。

※支出額は、すべて税込みで記載してください。

## 別記 2

南紀熊野ジオパーク研究助成事業収支予算書  
2年目（平成 年度）

## &lt;収入&gt;

科目	収入予定額	内 訳	備 考
助成金			

## &lt;支出&gt;

科目	支出予定額	内 訳	備 考
直接経費 (物品費)		(購入物品) × (購入数)	
直接経費 (旅費)		@ × 泊 =	
直接経費 (人件費・ 謝金)		(支払先) (支払い目的)	
直接経費 (その他)		(使用目的)	
間接経費		(使用目的)	

※年度毎に収支予算書を作成してください。

※最初の申請では研究助成を希望する期間（最長3年）の計画書を作成してください。

※記入欄が少ない場合は、A4縦で複数ページで別途記載したものを添付ください。

※間接経費は、直接経費の30%以内の金額とします。

※経費の対象及び区分の考え方は、科研費に準じます。

※支出額は、すべて税込みで記載してください。

## 別記2

南紀熊野ジオパーク研究助成事業収支予算書  
3年目（平成 年度）

## &lt;収入&gt;

科目	収入予定額	内 訳	備 考
助成金			

## &lt;支出&gt;

科目	支出予定額	内 訳	備 考
直接経費 (物品費)		(購入物品) × (購入数)	
直接経費 (旅費)		@ × 泊 =	
直接経費 (人件費・ 謝金)		(支払先) (支払い目的)	
直接経費 (その他)		(使用目的)	
間接経費		(使用目的)	

※年度毎に収支予算書を作成してください。

※最初の申請では研究助成を希望する期間（最長3年）の計画書を作成してください。

※記入欄が少ない場合は、A4縦で複数ページで別途記載したものを添付ください。

※間接経費は、直接経費の30%以内の金額とします。

※経費の対象及び区分の考え方は、科研費に準じます。

※支出額は、すべて税込みで記載してください。

別記3

研究者略歴

年 月 日現在

氏名		年齢	
研究機関名			
連絡先住所	〒 Tel		
現在の職位			
専門分野			

以下について、該当のある方をご記入願います。

<論文>

発表年	論文等題目	掲載出版物等

<学会等の研究発表>

発表年	学会等の研究発表題目	学会名

※記入欄が少ない場合は、A4縦で記載したものを添付してください。

別記 4

当該研究に関わる者の名簿

氏名		年齢	
研究機関名			
連絡先住所	〒 TEL		
現在の職位			
専門分野			

氏名		年齢	
研究機関名			
連絡先住所	〒 TEL		
現在の職位			
専門分野			

氏名		年齢	
研究機関名			
連絡先住所	〒 TEL		
現在の職位			
専門分野			

※記入欄が少ない場合は、A4 縦で記載したものを添付してください。

別記5

## 推 薦 書

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁 坂 吉 伸 様

研究機関名  
研究機関所在地  
指導者名

印

南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、下記の者を推薦いたします。

申請者氏名		年齢	
研究課題名			
推薦理由			

※推薦者は、申請者を直接指導できる方とします。

別記第 2-1 号様式(第 5 条第 3 項関係)

南ジ協第 号  
平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク研究助成事業の採択決定通知書(平成 年度分)

(研究機関)  
(研究代表者) 様

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁 坂 吉 伸

平成 年 月 日付けで申請のあった南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第 5 条により採択を決定し、下記のとおり交付が内定しましたので通知します。

記

1 この助成金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は、提出のあった書類に記載されたとおりとする。

2 事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

助成額	円
(内訳) 直接経費	円
間接経費	円

別記第 2-2 号様式(第 5 条第 3 項関係)

南ジ協第 号  
平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク研究助成事業不採択決定通知書

(研究機関)  
(研究代表者) 様

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁 坂 吉 伸

平成 年 月 日付けで応募申請のあった南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第 5 条により審査したところ不採択となりましたので通知します。

記

不採択となった研究テーマ



別記第3号様式(第6条関係)

南紀熊野ジオパーク研究助成事業交付申請書(平成 年度分)

金 円也

平成 年 月 日付け南ジ協第 号で採択決定(交付内定)された南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第6条の規程により、上記のとおり交付を申請します。

平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁坂吉伸 様

請求者

研究機関

所在地

代表者

印

研究代表者

住所

氏名

印

<振込先>

銀行名

支店名

<普通>または<当座>の種別

口座番号

口座名義(カタカナ)

別記第4号様式(第7条関係)

南紀熊野ジオパーク研究助成事業取下申請書(平成 年度分)

平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁坂吉伸 様

研究機関  
所在地  
代表者 印

研究代表者  
住所  
氏名 印

平成 年 月 日付け南ジ協第 号で採択決定(交付内定)された南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第7条の規程により、取り下げを申請します。

記

1 研究助成事業のテーマ

2 取り下げの理由

別記第5号様式(第9条関係)

南ジ協第 号  
平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク研究助成事業の交付決定通知書(平成 年度分)

(研究機関)  
(研究代表者) 様

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁坂吉伸

平成 年 月 日付けで申請のあった南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、下記のとおり交付することに決定したので、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第9条の規程により通知します。

記

- 1 事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

助成額	円
(内訳) 直接経費	円
間接経費	円
  
- 2 助成金交付の条件
  - (1) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分の変更においては、会長の承認を事前に受けること。
  - (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に会長の承認を受けること。
  - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
  
- 3 この事業は、平成 年 3月31日に完了するものとする。  
なお、翌年度、引き続き助成事業を受ける場合は、平成 年 3月 1日までに継続申請をすること。
  
- 4 実績報告を平成 年 5月31日までに提出すること。

別記第 6 号様式(第 11 条関係)

南紀熊野ジオパーク研究助成事業交付（概算払）請求書（平成 年度分）

金 円也

平成 年 月 日付け南ジ協第 号で交付決定のあった南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第 11 条の規程により、上記のとおり助成金を請求します。

平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁坂吉伸 様

請求者

研究機関

所在地

代表者

印

研究代表者

住所

氏名

印

<振込先>

銀行名

支店名

<普通>または<当座>の種別

口座番号

口座名義（カタカナ）

平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク研究助成事業実績報告書(平成 年度分)

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁坂吉伸 様

研究機関  
所在地  
代表者 印

研究代表者  
住所  
氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第15条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 収支決算書(要領収書の写し)
- 2 報告書提出時点での研究成果をまとめた報告書、又は論文、学会発表資料等
- 3 その他、会長が求める書類

※締め切りは、交付決定を受けた翌年度の5月31日とします。

別記

南紀熊野ジオパーク研究助成事業収支決算書  
(平成 年度)

<収入>

科目	収入済額	内 訳	備 考
助成金			

<支出>

科目	支出済額	内 訳	備 考
直接経費 (物品費)		(購入物品) × (購入数)	
直接経費 (旅費)		@ × 泊 =	
直接経費 (人件費・ 謝金)		(支払先) (支払い目的)	
直接経費 (その他)		(使用目的)	
間接経費		(使用目的)	

※交付決定から翌年の3月31日までの期間で作成してください。

※記入欄が少ない場合は、A4縦で複数ページで別途記載したものを添付ください。

※間接経費は、直接経費の30%以内の金額とします。

※経費の対象及び区分の考え方は、科研費に準じます。

※支出額は、すべて税込みで記載してください。

別記第 8 号様式(第 16 条第 2 項関係)

南ジ協第 号  
平成 年 月 日

南紀熊野ジオパーク研究助成事業額確定通知書(平成 年度分)

(研究機関)  
(研究代表者) 様

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁坂吉伸

平成 年 月 日付けで申請のあった南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第 16 条の規程により下記のとおり助成金を確定したので通知します。

記

概算払済額 円

確定額 円

返納額 円

別記第9号様式(第17条関係)

南紀熊野ジオパーク研究助成事業返納額請求書(平成 年度分)

金 円也

平成 年 月 日付け南ジ協第 号で額の確定をした南紀熊野ジオパーク研究助成事業について、南紀熊野ジオパーク研究助成金交付要綱第17条の規程により、上記のとおり返納すべき額を請求します。

平成 年 月 日

研究機関  
所在地  
代表者 様

研究代表者  
住所  
氏名 様

南紀熊野ジオパーク推進協議会  
会長 仁坂吉伸

※平成 年 月 日までに下記へお振り込みください。

<振込先>  
銀行名 紀陽銀行  
支店名 県庁支店  
<普通>  
口座番号  
口座名義(カタカナ)